

4-7 広域火葬計画の策定について

平成九年一月一三日
衛企第一六二号

標記については、厚生省防災業務計画において、都道府県はその策定に努めることとされているところであるが、今般、広域火葬計画策定上の留意事項及び内容等について、別紙「広域火葬計画策定指針」とおとりとりまとめたので通知する。

貴職におかれては、御了知の上、速やかに広域火葬計画の策定に着手されるとともに、広域火葬体制の整備について万全を期されたい。また、貴管下市町村に対しても、この趣旨の周知徹底を図られたい。なお、全国の近代的な設備を有する火葬場に関する基本的事項について記載した「全国火葬場資料集」を近く送付予定であるので、広域火葬計画の策定に当たっては、当該資料集も活用されたい。

広域火葬計画策定指針

第一 趣旨

災害時の火葬体制については、平成七年一月一七日に発生した阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二二三号)に基づく防災基本計画が同年七月一八日に改定され、同計画において遺体の広域的な火葬の実施についての項目が新設された。これを受け、平成八年一月一〇日に厚生省防災業務計画が改定され、同計画において、都道府県は、近隣都道府県等と協力し、広域的な観点から災害時における遺体の円滑な火葬を支援するための、広域的な火葬に関する計画(以下「広域火葬計画」という。)の策定に努めることとされた。また、市町村は、都道府県が策定した広域火葬計画に関して、職員にあらかじめ十分に周知させること等により、災害時における遺体の円滑な火葬の支援に備えるように努めることとされた。

本指針は、都道府県が、広域火葬計画を策定する上で留意すべき事項を定めるものである。

第二 広域火葬計画策定上の留意事項

一 策定の体制

広域火葬計画を策定するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (一) 広域火葬(大規模災害により、被災市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合(当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。))において、被災地の周辺の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。以下同じ。)は、都道府県と市町村の協調があつて初めて円滑に実施されるものであることから、区域内の市町村と協議の上、広域火葬計画を策定すること。
- (二) 火葬場の管理者等の意見を十分に聞き、実効性のある計画とすること。
- (三) 広域火葬の円滑な実施のためには、近隣都道府県との連携が不可欠であるため、計画策定段階から相互に整合性のある計画が策定されるように努めること。また、策定された広域火葬計画については、近隣都道府県と相互に情報交換を行い、周知を図ること。
- (四) 災害時には、遺体安置所の確保、柩、ドライアイス等の遺体の保存のための必需品の確保、遺体の処置、検視・検案、遺体の搬送等の業務を実施する関係機関が広範にわたるため、衛生部局のみならず、災害担当部局、商工部局、公安委員会(警察)、消防等の関係部局及び関係行政機関並びに葬祭業者等の関係業者との連携が不可欠であるので、これらの関係部局等とも緊密な連携を取って広域火葬計画の策定に当たること。

二 現状の把握

広域火葬計画を策定する上で、区域内の火葬場及び近隣都道府県の火葬場の所在地、火葬能力、火葬炉の型式、職員の配置状況等について、正確な情報を把握しておくことが重要であるので、広域火葬計画の策定に当たり必要な調査等を行うものとする。

三 その他

本指針は、広域火葬計画の策定に当たり必要と考えられる基本的な事項を掲げたものであるので、都

道府県においては、都道府県地域防災計画の関連部分との整合性に留意しつつ、それぞれの自然的条件、社会的条件等を勘案して、地域の実情を踏まえた広域火葬計画を策定することが望ましい。

第三 広域火葬計画の記載事項

広域火葬計画には、以下に掲げる事項を記載するものとする。

一 基本方針

広域火葬が必要となる場合においては、大規模な災害の発生により、災害対策基本法第七六条の規定に基づき交通の規制が行われること等により、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能であることが想定されるので、広域火葬が円滑に行われるために、遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等を制限し、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

二 広域火葬の実施のための体制

大規模な災害が発生し、広域火葬が必要であると判断した場合には、被災都道府県は広域火葬実施のための組織を設置し、情報の収集を行うとともに、災害規模等に応じて利用可能な火葬場を選定し、効率的な広域火葬を推進するものとする。なお、この組織は、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置されている場合は、同本部をこれに充てることとしても差し支えない。

三 被災状況の把握

- (一) 被災市町村は、災害発生後、速やかに区域内の死者数並びに火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出動可能性並びに火葬場の火葬能力の把握に努め、都道府県に報告を行うものとする。
- (二) 被災都道府県は、被災市町村からの報告に基づき被害状況を取りまとめ、速やかに厚生省に報告を行うものとする。

四 広域火葬の応援・協力の要請

- (一) 被災市町村は、区域内で火葬を行うことが困難と判断したときは、都道府県に対し、広域火葬の応援・協力を要請するものとする。
- (二) 被災都道府県は、被災市町村からの要請又は自らの判断により、区域内の被災していない市町村又は近隣都道府県に対し、広域火葬の応援・協力を要請するとともに、厚生省にその旨を報告するものとする。厚生省は、被災都道府県からの報告に基づき、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。
- (三) また、大規模災害発生時においては、被災地の近隣の市町村及び都道府県は、速やかに応援・協力の体制を整え、被災市町村又は被災都道府県から広域火葬の実施について応援・協力の要請を受けた場合は、積極的にこれに応えるものとする。近隣都道府県のみでは対応が困難であることが判明した場合等においては、国又は被災都道府県若しくは被災市町村の要請に基づき、全国の自治体及び火葬場は広域火葬の応援・協力の体制を整え、積極的にこれに応えるものとする。

五 火葬場の選定

- (一) 被災都道府県は、区域内の被災していない市町村又は近隣都道府県の広域火葬の協力承諾の状況を整理し、被災市町村ごとに協力承諾のあった火葬場の割り振りを行い、被災市町村に通知するとともに、協力承諾のあった市町村又は都道府県に対し協力依頼の通知をするものとする。
- (二) 被災市町村は、都道府県の割り振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び既に遺族に引き取られた遺体について、火葬場の割り振りを行い、遺族にその旨を伝えるとともに、協力承諾のあった市町村又は火葬場と火葬の実施方法等について詳細を調整するものとする。
- (三) なお、円滑な広域火葬を行うため、遺体安置所から遺体引き取りを希望する遺族に対しては、非常事態のため火葬が可能な火葬場が限定されていること、当該火葬場までの搬送が交通規制等のために困難であること等を説明し、遺体安置所から火葬場に直接遺体を搬送することについて同意を得るよう努めるものとする。

六 火葬要員の派遣要請及び受入

- (一) 被災市町村は、区域内の火葬場の職員が被災したために、火葬場が稼働できない場合は、その旨を都道府県に報告し、火葬要員の派遣の手配を要請するものとする。

- (二) 被災都道府県は、被災市町村からの要請に基づき、区域内の被災していない市町村又は近隣都道府県に対し、火葬要員の派遣について要請するとともに、厚生省にその旨を報告するものとする。厚生省は、被災都道府県からの報告に基づき、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。

七 遺体保存対策

火葬の実施までに時間がかかる場合は、被災都道府県及び被災市町村(以下「被災自治体」という。)は、遺体数に応じた十分な数の遺体安置所の確保、遺体の保存のために必要な物資の調達、作業要員の確保など、遺体の保存について必要な措置を講じるものとする。また、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資機材の搬入は緊急通行車両により行うものとする。

八 遺体搬送手段の確保

火葬場までの遺体の搬送については、被災自治体は、搬送車両、ヘリコプター、船舶等必要な遺体搬送手段の確保につき、自衛隊等の関係機関又は関係業者の協力を要請するものとする。また、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送は、緊急通行車両により行うものとする。

九 相談窓口の設置

広域火葬を実施する場合は、被災自治体は相談窓口を設置し、広域火葬についての情報を提供するものとする。

一〇 災害以外の事由による遺体の火葬

自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申し込みを受け付けるものとする。また、火葬場に直接火葬の申し込みがあった場合においては、非常事態のため広域火葬を実施しており、相談窓口において火葬の申し込みを受け付けていることを説明するものとする。また、前記五(二)については、適宜必要な読み替えを行い、災害以外の事由による遺体についても準用するものとする。

一一 火葬状況の報告

被災都道府県及び広域火葬の応援協力により火葬を行った都道府県は、区域内の火葬場における火葬状況について日報をとりまとめ、災害による遺体とその他の事由による遺体を区別して、厚生省に報告するものとする。

一二 火葬許可の特例的取扱

被災市町村による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、市町村又は火葬場は、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。

一三 引き取り者のない焼骨の保管

引き取り者のない焼骨については、市町村が火葬場から引き取り、引き取り者が現われるまでの間、保管するものとする。

第四 広域火葬体制の整備

- 一 都道府県は、以下の点に留意の上、広域火葬計画を策定するために必要な体制の整備を進めるものとする。

(一) 現状の把握

区域内の火葬場について、名称、所在地、連絡先、火葬炉数、火葬炉の型式、職員数、使用燃料、周辺交通事情等を把握しておくものとする。

(二) 広域火葬実施のための組織

庁内各部局(災害対策本部、衛生部局、商工部局等)による広域火葬実施のための組織の設置及びその運営方法を定めておくものとする。

(三) 相互扶助協定の締結

近隣都道府県と災害時火葬相互扶助協定を締結するか、都道府県間の包括的な災害援助協定の中で広域火葬に対する応援・協力について定めるものとする。

この際、広域火葬の受入のみならず、火葬要員の派遣についても、費用負担及び指揮命令について明

らかにしておくものとする。

(四) 遺体保存のための資機材等の確保

災害時に利用する遺体安置所の確保、柩、遺体保存剤等の確保及び作業要員の確保の方法を定めておくものとする。このため、必要に応じ、葬祭業者等の関係事業者と協定を締結しておくとともに、遺体保存のための資機材の搬入車両については、公安委員会等関係機関と調整の上、緊急通行車両として取り扱うこととしておくものとする。

(五) 遺体搬送手段の確保

火葬場までの搬送について、搬送手段の確保に努めるとともに、搬送経路等について事前に十分検討しておくものとする。このため、必要に応じ、霊柩車運行業者、運送業者等と協定を締結しておくとともに、遺体搬送車両については、公安委員会等関係機関と調整の上、緊急通行車両として取り扱うこととしておくものとする。

(六) 情報伝達手順の確立

庁内の部局間、市町村と都道府県間、都道府県と近隣都道府県間、市町村と火葬場間等の情報伝達の手順について予め関係者間で協議するものとする。この際、使用する書類の様式や、緊急時に電話又は口頭による要請等を行った場合の事後手続等についても関係者間で協議しておくものとする。

二 市町村に対しては、都道府県に準じ、広域火葬体制の整備に努めるとともに、区域内の火葬場の状態を常時把握し、火葬炉の定期点検等を確実に実行するよう必要な助言を行うものとする。

第五 広域火葬計画策定後の措置

一 都道府県は、職員に対し、広域火葬計画の内容について習熟を図るとともに、区域内の市町村の協力を得て、随時被害想定に応じた広域火葬の訓練を行うものとする。

この際、災害の種類及び規模、死者の数及び所在、区域内の火葬場の被災状況、周辺交通事情などについて具体的な被害状況を想定し、広域火葬の応援・協力を要請する自治体の範囲、要請する火葬数、応援・協力を要請する期間等に関する模擬計画を定めるものとする。なお、模擬計画は、応援・協力の要請を行うことを想定する市町村又は近隣都道府県と十分協議した上で策定するものとする。

二 都道府県は、広域火葬計画についての研修、訓練等を通じて市町村等関係者への周知徹底を図るものとする。また、市町村に対して、実戦的な手引き等を作成し、研修等を行うよう必要な助言を行うものとする。

三 都道府県及び市町村は、災害発生時に、迅速かつ正確な情報伝達が行われるよう、庁内の部局間、市町村と都道府県間、都道府県と近隣都道府県間、市町村と火葬場間等の連絡体制の点検に努めるものとする。

四 都道府県は、広域火葬計画について、火葬場の整備状況等に応じて適宜点検を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。また、区域内の市町村に対しても手引き等の点検又は見直しの必要性について周知を図るものとする。